

郵便による不在者投票も できます

次に該当する方は、郵便により自宅にて不在者投票
することができます。

- 1 身体障害者で、身体障害者手帳に両下肢等の障害の程度が1級または2級である者として記載されている者
身体障害者手帳に心臓、腎臓等の障害の程度が1級または3級である者として記載されている者
身体障害者手帳に免疫、肝臓の障害の程度が1級から3級までである者として記載されている者
- 2 戦傷病者で、戦傷病者手帳に両下肢等の障害の程度が特別項症から第2項症までであるとして記載されている者
戦傷病者手帳に心臓、腎臓等の障害の程度が特別項症から第3項症までであるとして記載されている者
- 3 介護保険法の要介護者で、要介護状態区分が要介護度5である者として記載されている者

ただし、郵便により投票しようとする場合は、事前に登録する必要があり、また、この登録に時間を要することから、できるだけ早めに下記の選挙管理委員会まで、お問い合わせください。

注) 郵便による投票は、申請をされた登録者ができる制度です。登録をされていない方は、上記の事由に該当しても郵便による投票をすることはできません。

投票所を一部変更します

今回の滋賀県議会議員一般選挙の投票日の翌日が
貴生川幼稚園の入園式の日にあたり、入園式の準備と投票業務が重なることとなり、投票所として使用することが難しいことから、今回の選挙では下記のとおり変更します。

今回投票所を変更する投票区の有権者の皆さんには何かとご迷惑をおかけしますが、よろしくお祈りします。

従前の投票場所	貴生川幼稚園遊戯室
今回の投票場所	貴生川小学校体育館
投票区該当区域	三大寺区 高山区 三本柳区 かふかの丘区

その他の投票所についても、ご自宅に郵送します投票入場券に投票所の名称と略図を記載していますので、参考にしてください。なお、場所などが不明の場合は、下記の選挙管理委員会までお問い合わせください。

問い合わせ

甲賀市選挙管理委員会 ☎65-0667 📠63-4561

当日投票に行けない方は 期日前投票を

下記のとおり期日前投票を行いますので、投票日当日、業務や旅行などで投票に行けない方は、ご利用ください。(事前に宣誓書を記入していただきます。)

期 間	4月2日(土)から9日(土)まで	
時 間	午前8時30分から午後8時まで	
場 所	市役所 水口庁舎 3階第2・3会議室	☎65-0667
	市役所 土山支所 1階玄関横スペース	☎66-1102
	市役所 甲賀支所 1階第2・3相談室	☎88-4102
	市役所 甲南庁舎 1階ミーティングスペース	☎86-8010
持参品	市役所 信楽支所 1階事務室	☎82-1121
	お手元に届いていれば、入場券をご持参ください。	

※上記のどの場所でも投票をすることができます。

不在者投票を ご利用ください

施設や病院に入居や入院されている歩行が困難な方は、その施設内で不在者投票をすることができます。できる日時や詳細については、施設でご確認ください。なお、投票に関するお問い合わせは、選挙人名簿が登録されている市町村選挙管理委員会にお願いします。

また、仕事や勉強のため、選挙人名簿に登録されているところ以外に現在居住されている方は、投票用紙を選挙人名簿のある市町村選挙管理委員会へ請求してください。そして、送付されてきた封筒は、必ず開封することなく、現在居住しているところの選挙管理委員会に持参してください。その場で不在者投票をすることができます。

滋賀県議会議員 一般選挙 (甲賀市選挙区)

投票日 **4月10日(日)**
午前7時から午後8時まで

選挙人名簿登録者数

甲賀市における選挙人名簿登録者数は、平成23年3月2日現在で下記のとおりです。

男	女	合 計
36,000人	37,702人	73,702人

選挙権と名簿登録

投票できる方は、年齢20歳以上の日本国民で、3か月以上甲賀市に住民登録している方になります。

滋賀県議会議員 一般選挙	年齢要件	住所要件
	平成3年4月11日 以前に生まれた方	平成22年12月31日 以前に転入届をした方

注) 期日前投票の期間中に20歳になる方で、20歳になるまでの間に投票される場合は期日前投票ではなく不在者投票になりますのでご注意ください。

住所を移された方の選挙権は

平成22年12月31日までに転出し、新しい住所地で転入届を出した場合は、新しい住所地で投票することになります。(前の住所地では投票できません。)

甲賀市で選挙人名簿に登録されている方が、平成23年1月1日以降に滋賀県内の他の市町へ転出した場合は、引き続きその住所地で居住している場合のみ、甲賀市で投票することができます。ただし、市役所等の住民登録窓口で発行する「引き続き滋賀県の区域内に住所を有する旨の証明書」が必要です。(証明手数料は無料です。)

滋賀県議会議員一般選挙が4月10日に執行される予定です。選挙は、わたしたち有権者の代表を選ぶ大切な機会です。あなたの1票が滋賀県や甲賀市の明日のまちづくりを進める大切な1票になります。安易に棄権せず投票に出かけましょう。